

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第10号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第1担当部長及び資産・拠点整備担当部長の項中「及び資産・拠点整備担当部長」を削り、同表課に置く課長（水道管路管理センター及び鳥羽水環境保全センターの課長を除く。）、副室長、お客さまサービス推進室及び経営戦略室の庶務を担当する課長、所長（水質管理センター所長、水道管路管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長を除く。）並びに場長の項第10号から第15号までを次のように改める。

- (10) 使用料，手数料，受託工事収益その他諸収入の徴収に関する事。
- (11) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関する事。
- (12) 図書，雑誌及び新聞の購入契約に関する事。
- (13) 単価契約に基づく契約に関する事。
- (14) 1件100,000円以下の物品等の調達契約及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。
- (15) ガス，電気，電話料金等定例の経費の支出決定に関する事。

別表第2企業力向上推進室副室長の項第2号を削り、同項第3号中「収入の決定」を「収入決定」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 職員の資格取得支援及び支援金額の決定に関する事。

別表第2職員課長の項中第14号を削り、第13号を同項第14号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 公務災害等に係る補償費の支出決定に関する事。

別表第2職員課長の項第15号中「収入の決定」を「収入決定」に改め、同項第16号を削り、同表契約会計課長の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同表北部配水管理課長の項第7号から第12号までを次のように改める。

- (7) 使用料, 手数料, 受託工事収益その他諸収入の徴収に関する事。
- (8) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関する事。
- (9) 図書, 雑誌及び新聞の購入契約に関する事。
- (10) 単価契約に基づく契約に関する事。
- (11) 1件100,000円以下の物品等の調達契約及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。
- (12) ガス, 電気, 電話料金等定例の経費の支出決定に関する事。

別表第2 南部配水管理課長の項第7号から第12号までを次のように改める。

- (7) 使用料, 手数料, 受託工事収益その他諸収入の徴収に関する事。
- (8) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関する事。
- (9) 図書, 雑誌及び新聞の購入契約に関する事。
- (10) 単価契約に基づく契約に関する事。
- (11) 1件100,000円以下の物品等の調達契約及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。
- (12) ガス, 電気, 電話料金等定例の経費の支出決定に関する事。

別表第2 南部配水管理課長の項第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 工所用資材及び給水装置用材料の出納に関する事。

別表第2 北部給水工事課長の項第7号から第12号までを次のように改める。

- (7) 使用料, 手数料, 受託工事収益その他諸収入の徴収に関する事。
- (8) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関する事。
- (9) 図書, 雑誌及び新聞の購入契約に関する事。
- (10) 単価契約に基づく契約に関する事。
- (11) 1件100,000円以下の物品等の調達契約及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。
- (12) ガス, 電気, 電話料金等定例の経費の支出決定に関する事。

別表第2 南部給水工事課長の項第7号から第12号までを次のように改める。

- (7) 使用料, 手数料, 受託工事収益その他諸収入の徴収に関する事。
- (8) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関する事。
- (9) 図書, 雑誌及び新聞の購入契約に関する事。
- (10) 単価契約に基づく契約に関する事。

(11) 1件100,000円以下の物品等の調達契約及びこれに伴う経費の支出決定に関する  
こと。

(12) ガス、電気、電話料金等定例の経費の支出決定に関すること。

別表第2南部給水工事課長の項第29号中「貯蔵品（被服及び活性炭を除く。）」を「水道メーター」に改め、同表鳥羽水環境保全センター所長の項第9号から第15号までを次のように改める。

(9) 使用料、手数料、受託工事収益その他諸収入の徴収に関すること。

(10) 1件50,000,000円以下の工事施行決定に関すること。

(11) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関すること。

(12) 図書、雑誌及び新聞の購入契約に関すること。

(13) 単価契約に基づく契約に関すること。

(14) 1件100,000円以下の物品等の調達契約及びこれに伴う経費の支出決定に関する  
こと。

(15) ガス、電気、電話料金等定例の経費の支出決定に関すること。

別表第2鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長の項第7号から第13号までを次のように改める。

(7) 使用料、手数料、受託工事収益その他諸収入の徴収に関すること。

(8) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関すること。

(9) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関すること。

(10) 図書、雑誌及び新聞の購入契約に関すること。

(11) 単価契約に基づく契約に関すること。

(12) 1件100,000円以下の物品等の調達契約及びこれに伴う経費の支出決定に関する  
こと。

(13) ガス、電気、電話料金等定例の経費の支出決定に関すること。

#### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)